

入会申込書兼誓約書

相談室名 又は会社名	
フリガナ 代表者名	
〒 住 所	
電話番号	
F A X	
H P アドレス	
E - M a i l	
所属団体	
所属団体 相談室番号	
記載された個人情報 の取り扱い目的	①サポート協会のホームページに掲載 ②会費の請求時、研修会等のお知らせをする場合 ③その他各種問合せをする場合

私（以下乙という）は、結婚相談業サポート協会（以下甲という）の会員として結婚相手紹介サービス業務を行うのに際し以下の内容を遵守する事を誓約します。

第1条（定義）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約有効期間中、開示目的に関連して、甲が乙に対して開示する技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する一切の情報（文書、電子ファイル、口頭その他の媒体の如何を問わず視覚的に認識した情報をも含む）及び乙が当該情報に基づいて判明し又は推知された事実や情報をいうこととします。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当することを書面その他の方法により証明できる情報については、秘密情報から除かれるものとします。
 - (1) 甲より開示を受ける以前又は受けた時点ですでに所有していた情報
 - (2) 甲より開示を受けた時点ですでに公知の情報
 - (3) 甲より開示を受けた後に、受領者の責によらず公知となった情報
 - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 甲の秘密情報を利用することなく独自に開発又は創作した情報
 - (6) 秘密情報から除くことを相互に確認した情報

第2条（目的外使用の禁止）

乙は、事前に甲の書面（電子メール等の電磁的方法を含む）による承諾を得ることなく、秘密情報を開示目的以外に使用しません。

第3条（複製等の制限）

乙は、事前に甲の書面（電子メール等の電磁的方法を含む）による承諾を得ることなく、甲より開示された秘密情報の全部又は一部の複製、複写及び改変を行ってはならないものとします。また、複製物、複写物及び改変物につ

いても秘密情報として取り扱うものとし、他の資料と明確に区別してこれらを厳重に保管します。

第4条（秘密保持）

1. 乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理保持するものとし、事前に甲の書面（電子メール等の電磁的方法を含む）による承諾を得ることなく、当該秘密情報を開示対象者以外の第三者に開示又は漏洩しません。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、裁判所、検察又は警察の適法・適式な命令、要求及び正式な手続に基づき、秘密情報の開示を義務付けられた場合、当該命令等に従うために必要な限度において、当該秘密情報を開示することができることとします。但し、この場合、事前に開示する部分について甲に通知するものとし、情報の秘密が保持されるよう最善の努力をした上で甲の合理的な指示に従うものとし、
3. 乙は、開示目的のために知る必要のある最小限の自己の役員、従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、等の法令上の守秘義務を負う者に対してのみ秘密情報を開示することができるものとし、
4. 前項の場合、乙は、秘密情報を開示した自己の役員、従業員に対し、本契約に基づき自己が負担する義務と同等の義務を負担させるものとし、当該役員、従業員が本契約のいずれかの規定に違反した場合には、当該役員、従業員と連帯して責を負うものとし、
5. 乙は、事前に甲の書面（電子メール等の電磁的方法を含む）による承諾を得て、第三者に秘密情報を開示することができることとします。この場合、乙は、提供する秘密情報の内容、提供日、提供方法、提供場所及び提供の相手方等、秘密情報の提供を特定するに必要な事項につき、書面（電子メール等の電磁的方法を含む）により、事前に甲に通知するものとし、また、乙は、秘密情報を開示した当該第三者に対し、本契約に基づき自己が負担する義務と同等の義務を負担させるものとし、当該第三者が本契約のいずれかの規定に違反した場合には、当該第三者と連帯して責を負うものとし、

第5条（秘密書類等の返還）

本契約が終了したとき、開示目的が中止されたとき、もしくは終了したとき又は時期の如何を問わず開示者の請求があったときは、乙は、遅滞なく秘密情報、秘密情報を記載又は包含した書面及び記録媒体等並びにそれらのすべての複製物、複写物及び改変物を甲に返還し、又は甲の合理的な指示に従って、これらを破棄又は消去するものとし、その後これらを一切保持しないものとし、破棄又は消去した場合には、乙は、これらをすべて破棄又は消去した旨を証する書面（電子メール等の電磁的方法を含む）を速やかに甲に交付するものとし、

第6条（知的財産権）

1. 本契約に基づく、甲から乙への秘密情報の開示により、秘密情報に含まれる甲又は第三者のいかなる知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権をいい、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のアイデア、ノウハウ、コンセプト及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び同第28条に定める権利を含む。以下本契約において同じ。）その他一切の権利も乙に移転又は許諾されるものではないこととします。

第7条（漏洩時の措置）

1. 秘密情報が第5条に規定する場合を除き、被害開示者以外の第三者に漏洩した又はその疑いがあると認めるときは、発生原因の如何にかかわらず、乙は甲に対し、直ちに状況を報告するとともに、漏洩の有無等を調査し、漏洩の事実を認めるときはその原状回復と再発防止に必要な措置を講じることとします。
2. 前項の場合において、乙は、甲の合理的な指示に従うものとし、

第8条（権利義務の譲渡の禁止）

乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じた権利及び義務の全部又は一部、もしくは本契約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、承継させ、又はその他の方法により処分をしないこととします。

第9条（損害賠償）

1. 乙の責に帰すべき事由により、秘密情報が漏洩し、これにより甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して損害の賠償をしなければならないこととします。
2. 乙及び甲は、前項に定めるほか、本契約に違反し相手方に損害を与えたときは、当該違反行為により被った損害の賠償をしなければならない。

第10条（法令及び規約、各条項違反）

甲は、乙が法令又は規約、各条項に違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解除の意思を書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）で通知の上、直ちに本契約を解除することができるものとします。

第11条（差止）

1. 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に対し、乙に開示した秘密情報の使用の差止請求をなすことができるものとします。
2. 前項の規定は、甲が乙に対して損害賠償の請求をなすことを妨げるものではないものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 乙は、甲に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
 - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 - (4) その他これらに準ずる行為。

第13条（個人情報に関するチェックリスト）

個人情報の取り組みを理解するため、下記9項目についてA、Bどちらかに○をつけ回答します。

1・個人情報の管理体制

個人情報の漏洩、滅失又は破損の防止等個人情報の管理のため、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じている。

A : YES B : NO C : どちらともいえない

2・広告販促活動における個人情報の保護

顧客開発に当たっては、個人情報の適正な手段により取得を行い、広告により見込み客の個人情報を取得する際は、利用目的を出来るだけ具体的に示している。また取得した個人情報の訂正や削除等を受け付ける窓口の連絡先を明記している。

A : YES B : NO C : どちらともいえない

3・応募者の個人情報の保護

一旦応募した見込み客が、自己の個人情報に関する事項について訂正や削除の申し出があった場合、速やかに行っている。

A : YES B : NO C : どちらともいえない

4・契約時における個人情報取得に関する了解の取付け及び取得個人情報の守秘義務

契約時に役務提供のための個人情報開示の範囲、手段、方法について契約者の了解を得ている。契約上必要な範囲を越える個人情報取得はしていない。また、取得個人情報に対し役務提供範囲内での利用と個人情報に対する守秘義務を守っている。

A : YES B : NO C : どちらともいえない

5・会員の個人情報の保護

契約が成立した会員に対し応募者と同様、以下の情報を会員本人の知り得る状態に置いている。

①相談室代表者氏名および相談室名称

②法の規定する場合を除き、全ての保有する個人情報の利用目的

③保有する個人情報の利用目的の通知、及び保有する個人情報開示に係る手数料の規定がある場合はその金額と開示等の求めの手續

④保有する個人情報の取扱いに関する苦情及び問い合わせの申し出先

A : YES

B : NO

C : どちらともいえない

6・退会者の個人情報の保護

退会者の個人情報に関わる書類、コンピュータのファイルや入出力データ、役務提供履歴及び入会時、提出した公的書類や写真等の管理については、データ別の保存期限等を「個人情報保護に関する社内規定」に定め、一定期間後に廃棄処分している。

A : YES

B : NO

C : どちらともいえない

7・外部から保有する電子的個人情報への侵入、流出、盗難の防止

コンピュータ等に保有する電子的個人情報が外部に流出しないような安全管理のため、物理的、技術的な合理的保護措置を講じている。業務で使用するパソコンにはウィルス対策用セキュリティソフトウェアを常駐させている。ネットワークを通じファイル交換を自動的に行うようなソフトウェアを使用していない。

A : YES

B : NO

C : どちらともいえない

8・本人からの開示等の求めに応じる手続き

保有個人情報本人からの個人情報開示等の求めについての手続きが規定しており、本人が契約文書やプライバシーポリシーなどで知り得る状態にしてある。本人からの規定の手続きを通じた個人情報の開示要求に対し、迅速な対応をしている。

A : YES

B : NO

C : どちらともいえない

9・苦情の処理等

個人情報の取扱いに関する苦情・相談窓口を設置し、苦情や相談があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めている。

A : YES

B : NO

C : どちらともいえない

第14条（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は 年 月 日から1年間とし、契約終了1か月前までに解約の申し出がない場合は自動更新するものとします。

以上

令和 年 月 日

甲) 住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-18-20 ルックハイツ新宿 803号

TEL : 03-6403-7579 FAX : 03-6893-3931 E-mail : info@mcsa.or.jp

認定個人情報保護団体 一般社団法人結婚相談業サポート協会 理事長 川内 清

乙) 住所 〒